

PCB説明会 よくあるご質問と回答

PCB 特措法関連

Q1: 北九州エリアはいつまでに処分の登録をしたらいいのでしょうか。

A1: 北九州事業エリアのトランス、コンデンサーについては処分期間(平成 30 年 3 月 31 日まで)が迫っていることから、可及的速やかに登録をお願いし、平成 29 年度中に処理を完了したいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願いします。また、高濃度と判明した時点で一報を入れていただければと思います。

Q2: 期限までに処分の委託をすることの定義について教えてください。

A2: 処分の委託については、期限内に JESCO に登録した後に契約を結ぶことが必要です。処分期間内に処理委託契約の締結をお願いします。

Q3: 万が一期限を超えて高濃度 PCB を発見した場合についての処置策はありますか。

A3: 処分期間を過ぎると事実上処分ができなくなります。そのような事態が発生しないよう、高濃度 PCB 機器は必ず期限内に処理できるよう余裕をもって掘り起こし調査をすることをお願いします。

Q4: 自動車などの場合は、リコールという仕組みがありますが、安定器やコンデンサー等のメーカーは不良品における処理負担をなぜしないのですか。

A4: 今回改正した PCB 廃棄物処理基本計画に、製造者は社会的な責任に鑑み、社会貢献として、資金の出えんについて協力することが求められるという記載がございます。今回の法改正により新たに行政代執行の規定が設けられましたが、行政代執行を行った自治体に対する支援として、関係事業者に出えんをお願いしています。

Q5: PCB 油を保有しているのですが、その処理期限はいつですか。

A5: PCB 油については、変圧器・コンデンサーと同じ期限となっております。

Q6:新しい PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の使用製品を記載する欄(第3面2番①)では「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く」とされていますが、使用中の低濃度の電気工作物の状況はここに記載するという理解でよろしいでしょうか。

A6:御指摘のとおり、低濃度のものについては、低濃度 PCB 含有電気工作物も含めて全てこの届出に記入していただくことになります。

Q7:PCB 廃棄物の保管事業者が届出を遅滞した場合は、罰則はあるのでしょうか。

A7:PCB 廃棄物の保管事業者が保管又は処分の状況等の所要の届出を行わなかった場合は、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

電事法関連

Q1:様式13の3の変更届出について、所有者に変更はなく法人名や住所が変わった場合には出すのですか。

A1:変更届出書につきましては、所有者が変わらないことが前提となっております。例えば、会社の法人名が漢字からカタカナに変わった場合や本社住所が変わった場合なども届出を出す必要があります。また、所有者が変更になった場合については、所有者は廃止届出書を出していただき、新たな所有者には設置等届出書を出していただく必要があります。

Q2:電気事業法における届出対象は、高濃度 PCB 含有電気工作物のみですか。

A2:電気関係報告規則においては、これまで同様に高濃度と低濃度ともに判明・変更・廃止・漏洩事故の届出が必要です。高濃度については、新たに毎年6月末までに廃止予定年月を記載する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の届出が必要になりました。なお、漏洩事故を起こした場合には、低濃度については濃度を把握する必要があります。

Q3:改正前に処理したものについても新様式の届出書に記載すべきですか。

A3:電気関係報告規則においては、新たに設けられた高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書については、毎年度末の時点で廃止していない場合であって、翌年度早々に廃止した場合には、翌々年度6月末までに提出する義務があります。また、廃止後遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書を

提出する義務があり、告示の期限の年度を迎えている場合には、別紙の管理状況の添付も必要です。なお、制度改正を機に、過去に届出を行っていたものについて、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書をあらためて提出する義務はありません。また、制度改正前に廃止・処分された PCB 含有電気工作物についても、既に旧様式でポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書を提出されているのであれば、新様式のポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書をあらためて提出する義務はありません。しかし、PCB 特措法では、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物として、都道府県市に対して毎年度の保管及び処分の状況についての届出を翌年6月末までに行っていただく義務があり、こちらは新様式にて提出をお願いいたします。

Q4: 高濃度 PCB 含有電気工作物の使用禁止等に関する手続き等の流れについて、PCB 特措法遵守のため、電気事業法に基づく措置を余裕をもって早期に行う必要があるとのことですが、末日ぎりぎりになって廃止ということがあると、処分を急がなければならぬと思いますが、通知等は経済産業省で行ってもらえるのですか。

A4: PCB 説明会や産業保安監督部が行う電気安全に関するセミナー等で周知を行っております。

Q5: 高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認について、電気主任技術者等に有無の確認を求めるとのことですが、新規でない今までの契約においては義務ではないので必ず行う必要がないとのことになりますが、その場合には掘り起こしがなされないのでしょうか。

A5: 外部委託の場合の委託契約の有無に関わらず、電気主任技術者（選任の電気主任技術者のほか、外部委託の電気管理技術者及び電気保安法人を含む。）の職務に高濃度 PCB 含有電気工作物の有無を確認することが含まれていることを主任技術者内規にて定めていることから、電気主任技術者による確認が行われます。

Q6: 点検を行っている電気主任技術者が変更になり、臨時で点検ができないという場合、前任者の記録を基に確認チェックをしたということにしているのですか。

A6: 前任者の記録において、製造者名及び表示記号等が記載されたものがあれば、後任の電気主任技術者は、当該記録の確認を行うことで差し支えありません。ただし、前任者の記録の後、電気工事が行われた場合にあっては、当該電気工事の箇所については現地確認を要することにご注意下さい。

Q7: 安定器は PCB 告示における 12 種類の電気工作物のうち、どちらに該当しますか。

A7:安定器につきましては電気事業法における電気工作物ではないため、PCB 告示の 12 種類の電気工作物のいずれにも該当しません。

Q8:PCB 使用安定器を発見した場合は、電事法の届出は不要ということですか。

A8:PCB 使用安定器は電気事業法における電気工作物ではないため、電気事業法上の届出の対象外となりますが、PCB 特措法上の PCB 使用製品として、PCB 特措法に基づき、毎年6月末に各都道府県市へ届出をして頂くこととなります。

高濃度 PCB 処理関連

Q1:保管中の廃安定器には PCB が不使用のものもあるとのことですが、事業者自身が PCB 使用と不使用の安定器の分別を行い搬出する必要があるのでしょうか。

A1:分別作業によって PCB 不使用の安定器を取り除くことができれば、その分事業者自身の処理費用の軽減にもつながります(産業廃棄物適正処理推進センター(公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)によると平均約3割減)。

ただし、日本照明工業会のホームページ(<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)をご覧いただければお分かりのように、一般的に分別には専門的な知識が必要となりますので、専門の業者に依頼されることをお勧めします。以下のホームページに JESCO と上記財団が実施した分別研修を修了した企業情報を掲載しておりますのでご参照下さい。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

http://www.sanpainet.or.jp/service/service05_3.html

Q2:JESCO で廃安定器を受け入れた後、PCB 不使用のものがあつた場合には、それらは保管事業者に戻却されるようなことになるのでしょうか。

A2:JESCO では原則 PCB に汚染されたものしか扱わないため、JESCO に搬入いただく前に、しっかりと PCB 不使用安定器ではないかどうかについての確認をお願い致します。なお、万一搬入された廃安定器の中に PCB 不使用の廃安定器が紛れ込んでいた場合、保管事業者に戻却することは致しておりません。

Q3:安定器を多く保有しておりまして、中小企業者等の負担軽減措置を用いてもかなりの負担になってしまいます。他にも軽減措置を考えられないのですか。

A3: 現状は国の制度としては、この軽減措置のみとなっております。

Q4: 高濃度 PCB 廃棄物について JESCO で処理をする場合については、補助金(軽減措置)が出ると理解しておりますが、収集運搬について軽減措置は無いのですか。また、低濃度 PCB 廃棄物については JESCO で処理はしていただけないのですか。

A4: 収集運搬については中小軽減制度の対象外という状況でございます。また、低濃度 PCB 廃棄物については無害化処理認定事業者または、特別管理産業廃棄物処理分業者が担当しておりますが、こちらも軽減措置はない状況でございます。国としては、処理体制の充実・多様化による処理費用の低減に努めてまいります。

Q5: 無害化処理認定業者は、高濃度 PCB 廃棄物を処理できるのですか。

A5: 高濃度 PCB 廃棄物については JESCO のみで処理が可能となっております、無害化処理認定業者や特別管理産業廃棄物処分業者等は処理ができません。これらの業者につきましては、低濃度 PCB 廃棄物を処理することができます。

Q6: 測定結果待ちの PCB 油を保管しています。これは JESCO で処理してもらえると
いうことでよいのでしょうか。

A6: 分析濃度に寄ります。高濃度 PCB 廃棄物でしたら JESCO の方で処理いたしますが、混入しているものによっては処理が難しい場合がありますので、まずは成分を分析する必要がありますので、JESCO にご相談をいただくようお願いいたします。

Q7: 高濃度 PCB 廃棄物の処理登録をしているのですが、処理等の時期の連絡については、こちらで待機している形になるのですか。

A7: ご連絡については基本お待ち頂く形になります。なお、予め処理時期をお知りになりたい場合は、処理を担当します事業所の営業課までお問い合わせをお願いいたします。

Q8: 高濃度 PCB 廃棄物の処理の手続きの登録申請を行ってから処分がなされるまで、どのくらいの期間がかかるのですか。

A8: 処理までの期間は、保管場所や廃棄物の種類等によって異なりますので、各営業課にお問い合わせ頂ければと存じます。

Q9: 8月のPCB特措法の改正によって高濃度PCB廃棄物については処分予定年月の届出義務が新たに課せられることになりましたが、6月末にすでにJESCOと処分委託契約を結んでいる場合にはこの届出を出さなくてもよいのでしょうか。

A9: 改正PCB特措法の施行は8月1日ですので、その前にJESCOと委託契約を締結しているのであれば届出の義務はございません。ただし、毎年度の保管及び処分の状況についての届出を翌年6月末までに行っていただく際に、処分したものについては産業廃棄物管理票の写しを添付いただくことになります。

Q10: 安定器について、力率を計算して高力率でかつ、製造年がPCB使用に該当する場合、該当した製品については全てJESCOで処理していただけるのですか。

A10: JESCOにて処理を致します。PCBを含有した安定器であるか否かの確認は銘板情報が基本になります。メーカーの連絡先が不明であったり、メーカーがなくなっていたりして銘板情報を確認できない場合には、計算した力率が高力率となり、かつ、製造年が該当するものであれば、PCBを含有した安定器としてJESCOでの処理となります。

Q11: JESCOから高濃度PCBの製品について情報を公開してもらえませんか。

A11: JESCOでも以前は日本電機工業会にご協力を頂き各メーカーの判別表を掲載しておりましたが、メーカー側の見直しに伴う更新が難しく、現在は、直接日本電機工業会のHPにリンクを張りご確認を頂いている状態です。JESCOでは基本的にメーカーの情報に基づき処理を行っているため、責任を持った形での情報公開は困難です。

Q12: ペール缶で保管しているのですが、なぜ割引対象にならないのですか。

A12: JESCO指定の200リットル鋼製ドラム缶は処理工程において再利用している関係から、ペール缶とは異なり、割引をさせて頂いております。

Q13: 外国製の機器については、JESCOに問い合わせすればよいですか。

A13: そのとおりご案内頂ければと存じます。

Q14: 未だ使用中の高濃度PCBを含有した使用製品をなくすには、機器を更新する必要があると思いますが、機器の更新について何からの低減措置を検討されていますか。

A14: 現時点では、処理に対する支援措置はございますが、機器の更新については具体的な支援措置はございません。

低濃度 PCB 処理関連

Q1: 課電自然循環洗浄を行うために変圧器から抜油する行為は中間処理に当たりますか。また、抜油後の変圧器や廃絶縁油は PCB 廃棄物となるのでしょうか。

A1: 課電自然循環洗浄はまだ廃棄物となっていない使用中の変圧器から PCB に汚染された絶縁油を抜油して新油に入れ替えることで洗浄し、その後も変圧器を使用し続けるために行うものですので、抜油行為は中間処理には当たりません。また、洗浄後の絶縁油中の PCB 濃度が同方法の適用条件である 0.3mg/kg 以下になっていれば、変圧器本体は低濃度 PCB 含有電気工作物には該当せず、廃棄時も PCB 廃棄物とはなりません。ただし、抜油後の PCB を含む絶縁油は PCB 廃棄物に該当するため、適正に処分してください。

Q2: 課電自然循環洗浄を実施する場合はどのような資格が必要となるのでしょうか。

A2: 課電自然循環洗浄実施手順書では、抜油作業時には、電気主任技術者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者の双方の管理の下で、対象機器の取扱いに習熟したものが行うこととされています。

Q3: 課電自然循環洗浄の対象機器の要件範囲についてですが、拡大していくとのことでしたが、どのくらい目処が立っていますか。

A3: 現在、検討中でございますが、その具体的な内容について回答できる段階にはございません。

Q4: 課電自然循環洗浄法について、洗浄後、0.3mg/kg 以下にならなかった場合はどうすればよろしいですか。

A4: 0.3mg/kg 以下にならなかった場合は、再度同じ手順を踏んで頂くこととなります。

Q5: 2,000L 以上の大型変圧器のみが対象になった理由を教えてください。

A5: 実証試験の結果等に基づき、現在の対象になりました。今後については、例えば濃度要件の拡大等を含め、対象機器の拡大に関する技術的な検討を行ってまいります。

Q6: 低濃度 PCB 含有安定器はないのですか。

A6: 安定器で PCB を含有するものはすべて高濃度というのが最新の知見です。

Q7: タバコ箱程度の大きさのコンデンサーがいくつかあり、処分の方法を検討しています。すべてのコンデンサーについて PCB を分析すべきなのでしょうか。

A7: まず、当該コンデンサーが高濃度の PCB が使用されているものであるかを銘板で確認してください。高濃度 PCB が使用されていないものであることがわかっていても、微量の PCB が含まれている可能性があるため、コンデンサーを穿孔して絶縁油を採取し、PCB 濃度を測定して PCB 廃棄物に該当する 0.5mg/kg 超であるかどうかを確認してください。ただし、製造メーカー、型式、製造年等が明らかに同じものが複数存在する場合は、JIS K0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準拠して必要数を採取して分析することで判断できる場合があります。必要な分析検体数については、保管している事業者で検討してご判断ください。

Q8: 低濃度 PCB かどうかの判別方法について御教示ください。

A8: パンフレット“PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて”に判定情報に関する記載があるので御確認ください。すなわち、国内メーカーが製造した電気機器では、変圧器類については平成 6 年(1994 年)以降に製造されたものであって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できれば PCB に汚染されていないとされています。また、コンデンサーについては、平成 3 年(1991 年)以降に製造されたものについては PCB に汚染されていないとされています。

Q9: 銘板等から高濃度 PCB 含有電気工作物でないことがわかっているものについては、使用中は分析の必要はないとのことですが、今後廃棄する際には分析する必要があるのでしょうか。

A9: 高濃度 PCB 含有電気工作物に該当しないものであっても、微量の PCB が基準を超えて混入している可能性があるため、廃棄時、又は変圧器のように絶縁油の交換が可能な電気工作物にあつては、PCB 汚染の有無を早期に把握するため、停電をともなう電気工作物の定期点検時に絶縁油を少量採取して分析し、PCB の混入があるか否かを判断するようにしてください。

Q10: 高濃度 PCB 廃棄物の処理費用には低減措置が講じられていますが、低濃度 PCB 廃棄物を処理する場合はその措置がなく、事業者が全額負担する必要があるのでしょうか。

A10: 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用はすべて事業者で御負担いただくことをお願いしております。なお、処理費用の低減を図るため、処理体制の拡充や多様化に向けた取組を行っているところです。

Q11: 使用中のコンデンサーは PCB が含まれていた場合、検査のために一度取外すと再施設できないうえ、密閉式であるため穴を開けて採油する必要が生じ、再度の使用ができなくなります。

A11: パンフレット“PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて”の判定情報の記載を参考に、まずは製造年の確認をお願いします。疑わしい場合は、廃棄時に PCB の分析を行ってください。

Q12: PCB 含有電気工作物の機器更新を行う際、国からの補助はあるのでしょうか。

A12: 現在、国として機器更新時の購入費の補助は行っておりません。

Q13: 変圧器の保安の現場では、絶縁油の酸化度や耐圧の試験を行うため、3～5 年に 1 回絶縁油を 1～2 リットル程度抜き、新油を補充する作業を行っています。この操作を繰り返すことで PCB 濃度が下がって、0.5ppm を下回るようになることも考えられますが、その場合でも廃棄時に PCB 廃棄物として処理する必要があるのでしょうか。

A13: 現状は、使用中の低濃度の PCB を含む変圧器の処理では、技術的に確立された課電自然循環洗浄法のみが適用可能となっています。同方法を適用していない場合、廃棄時には PCB 廃棄物として適正に処理していただくようお願いします。